

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人愛光会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年10月30日及び31日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事会の開催に当たっては、各監事が出席可能な日程調整を行うこと。調整を経てもなお欠席が続く場合は改選について検討すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>監事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程やオンライン参加の方法の調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件は前回も文書指摘しており、その際貴法人は「コロナ感染症予防の為公共交通機関の利用に不安があり欠席となっていた。現在は日程の調整及びオンライン参加の方法を検討中である。監事の改選についても検討を行う予定である。」旨回答されているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条)(審査基準第3の1(3))</p>	
2	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>①積立金・積立資産明細書に、退職給付引当資産が記載されていなかった。</p> <p>②のぞみ拠点区分において、資金収支計算書及び事業活動計算書には施設整備補助金収入(収益)として750,000円が計上されているにもかかわらず、補助金事業等収益明細書には記載されていなかった。</p> <p>③サービス区分間繰入明細書について、母子生活支援施設のぞみサービス区分から本部経理区分へのサービス区分間繰入金570,000円が記載されていなかった。また、本部経理区分から母子生活支援施設のぞみサービス区分繰入金について、資金収支明細書では1,482,000円であるのに対し、サービス区分間繰入金明細書では1,482,545円と記載されており相違してい</p>	

	<p>た。</p> <p>④就労支援事業明細書（別紙3⑱）を作成する場合、就労支援事業別事業活動明細書（別紙3⑮）の「当期就労支援事業製造原価」は「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するところ、様式に従って作成されていない。また、就労支援活動費用計及び就労支援事業活動増減差額に記載された金額が誤っていた。</p> <p>⑤就労支援事業明細書（別紙3⑱）について、就労支援事業費欄に記載がなかった。また、就労支援事業費は就労支援事業別事業活動明細書（別紙3⑮）の就労支援事業費欄（「当期就労支援事業製造原価」を読み替える）と一致すべきところ、一致していなかった。併せて、パレアナ拠点区分資金収支計算書及び事業活動計算書において、就労支援事業明細書（別紙3⑱）を作成する場合は、資金収支計算書の「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」と読み替え、事業活動計算書上は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替えて作成するところ、「就労支援事業製造原価支出」及び「当期就労支援事業製造原価」のまま作成されていた。</p> <p>ついては、附属明細書の作成について、様式に従って記載し、計算書類との整合性を図ること。</p> <p style="text-align: center;">（運用上の取扱い26）</p>	
3	<p>貸借対照表について、科目の中区分の「建物」は建物及び建物附属設備をいうものとされているところ、「建物附属設備」が「建物」と別の科目（中区分）で計上されていた。</p> <p>ついては、「建物附属設備」ではなく「建物」の科目で計上すること。</p> <p style="text-align: center;">（留意事項別添3勘定科目説明）</p>	
4	<p>経理規程に基づき事業区分貸借対照内訳表、事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表は作成されていたものの、決算の議案である計算書類としては評議員会の承認を受けていなかった。</p> <p>ついては、計算書類として評議員会の承認を受けること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の30）（会計省令第7条の2） （経理規程第4条）</p>	